

令和2年5月6日

市内障害福祉サービス等事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

緊急事態宣言の期間延長に伴う障害福祉サービス事業所等における対応について(通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続にご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、令和2年4月7日に国による「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」に基づく「緊急事態宣言」が行われたことを受け、神奈川県から4月8日に「新型コロナウイルス感染症に係る『特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針』及び感染拡大防止の徹底について」(以下、「県通知」という。)が発出され、社会福祉施設等の事業の継続について要請がなされたところですが、今般、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長され、県通知の取扱いも同日まで延長されたところです。

このことを踏まえ、本市といたしましても、4月9日発出の「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス事業所等における対応について(通知)」の取扱いを5月31日まで延長することといたしますので、事業所等におかれましては、感染防止対策を徹底の上、事業を継続していただきますようお願いいたします。ただし、今後の状況によっては、事業所等の使用の制限や停止を要請される場合も考えられますので、ご承知おきください。

また、国・県等から発出されております感染防止対策に係る各種通知について、改めてご確認いただくとともに、福祉基盤課内に設けております相談窓口につきましても、引き続きご利用ください。

【相談窓口】	健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課内
【電話番号】	042-769-9226
【受付時間】	平日 8時30分から17時15分

以上

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課指導班
電話042-769-9226